



○長野県告示第599号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急診療所は、次のとおりである。

平成14年11月21日

長野県知事 田中康夫

| 名 称 | 所 在 地 | 認定の有効期限 |
|--------|----------------|-------------|
| 今井整形外科 | 岡谷市長地権現町3-2-12 | 平成17年11月20日 |

医 務 課

○長野県告示第600号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年11月21日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡長谷村大字市野瀬1545の133、1545の134、1545の309、1545の312、1545の333、1843の2、2374の3、大字溝口1883、1884の1、1885、1886の1、1886の2、1888、1892の1、1892の2、1909の55から1909の60まで、1909の652から1909の654まで、1909の673から1909の685まで、1909の891

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市大字平柴字芝水985の1、985の口の1、字御陣山1245の口の2、1245のハ、1246のイ、上伊那郡高遠町大字長藤2870の1、2870の2、3241、3242の1、3242の2、3289、3292、3293、3298、3405の2、3406の1、3408の4、3409の1、3409の2、3410から3412まで、下伊那郡阿智村智里1の1、2の1、平谷村403の258、403の259、根羽村5317の467、5317の470、5515、北安曇郡小谷村大字千国字稲穂乙2566の1、乙2566の2、乙2567から乙2579まで、乙2588、乙2601の2、乙2605、乙2606、乙2611、乙2615の口、字清水平乙2646の1、乙2646の2、乙2647の1、乙2647の2、字馬越乙2673、乙2674の1、字高橋乙2675、大字中土字東山18916の1、18916の9、字赤倉18928の4、18928の10、上水内郡信州新町大字水内字山口4275、字御沢山4288の1、4292、大字信級字大ぢみ8969、8970、8973、8979、8980、8989の1、大字山穂刈字鷹ノ巣10647の1から10647の3まで、字瀬戸10681から10683まで、10684の1、10684の2、豊野町大字川谷字谷1074の1、信濃町大字古海字船合4858の7、4858の13、4858の14、4858の口、4859の1から4859の4まで、4860の1、4861の8、小川村大字小根山字クヅレ328の6、331の3、338の1から338の4まで、339の1、大字瀬戸川字石上1404、字蛇山1494、1495、1502、1503、1504の1、1504の2、1506、1509から1512まで、1515の1、1515の2、1517から1519まで、1547、1548の1、1549の1、字赤畑1808の1、1808の2、1811、1814、1815、1816の1、1816の2、1821、1823から1825まで、1830の2、字今宮1839、大字高府字沼田川向2735の2、2736、2753、2758から2765まで、2766の1、2766の2、2767の1、2767の2、2769から2779まで、2782から2795まで、2798から2800まで、中条村大字御山里字崩下2497、字上ノ山2500から2502まで、2544の1、2544の2、2545から2551まで、字大平2552、2554

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字芝水985の1、985の口の1、字御陣山1245の口の2、1245のハ、1246のイ、根羽村5317の467、5317の470、5515、字稲穂乙2566の1、乙2566の2、乙2567から乙2579まで、乙2588、乙2601の2、乙2605、乙2606、乙2611、乙2615の口、字清水平乙2646の1、乙2646の2、乙2647の1、乙2647の2、字馬越乙2673、乙2674の1、字高橋乙2675、字東山18916の1、18916の9、字赤倉18928の4、18928の10、字山口4275、字御沢山4288の1、4292、字大ぢみ8969、8970、8973、8979、8980、8989の1、字鷹ノ巣10647の1から10647の3まで、字瀬戸10681から10683まで、10684の1、10684の2、字谷1074の1、字船合4858の7、4858の13、4858の14、4858の口、4859の1から4859の4まで、4860の1、4861の8、字クツレ328の6、331の3、338の1から338の4まで、339の1、字石上1404、字蛇山1494、1495、1502、1503、1504の1、1504の2、1506、1509から1512まで、1515の1、1515の2、1517から1519まで、1547、1548の1、1549の1、字赤畑1808の1、1808の2、1811、1814、1815、1816の1、1816の2、1821、1823から1825まで、1830の2、字今宮1839、字沼田川向2735の2、2736、2753、2758から2765まで、2766の1、2766の2、2767の1、2767の2、2769から2779まで、2782から2795まで、2798から2800まで、字崩下2497、字上ノ山2500から2502まで、2544の1、2544の2、2545から2551まで、字大平2552、2554

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課並びに長野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課